

令和8年度第2回農作業事故対策会議

日時: 令和8年9月28日(月)午後2時～
開催方法: オンライン

1 開会あいさつ

2 農作業死亡事故の発生について

3 協議事項

- (1) 農作業死亡事故多発警報の発令について
- (2) 県段階での啓発活動について
- (3) 地域段階、市町村段階での啓発活動について
- (4) その他

4 その他

5 閉 会

令和8年度第2回農作業事故対策会議 参集機関

令和8年9月28日(月)午後2時～

主会場: 県庁農林水産部会議室

機 関	備考
八頭町	
JA鳥取いなば	
JA鳥取中央	
JA鳥取西部	
JA鳥取県中央会	
鳥取県農林水産部農業振興局	
〃 経営支援課	
〃 農林局・農林事務所農業振興課(室)	
〃 農業改良普及所	

令和8年9月25日(金)に発生した農作業死亡事故の概要

【経 過】

9月25日(金) ニュース報道による情報収集

【事故発生内容】

発見日時：令和8年9月25日(金)午後5時頃

発生場所：八頭町内の果樹園

事故車両：乗用トラクター

事 故 者：年齢60歳代 男性

【事故概要】

9月25日(金)午後5時頃、果樹園で横転したトラクターの下敷きになっている事故者を通行人が発見し110番通報した。駆け付けた救急隊員により意識不明の状態で救出されたが、その場で死亡が確認された。

鳥取県農作業安全・農機具盗難防止協議会 会員各位

鳥取県農作業安全・農機具盗難防止協議会長
(公 印 省 略)

鳥取県農作業死亡事故多発警報の発令について

県内で今年度 2 件目の農作業死亡事故が発生しました。1 か月以内に複数回の発生となるので、本協議会規約第 6 条 第 2 項に基づき下記のとおり「鳥取県農作業死亡事故多発警報」を発令します。

発令期間中は、各地域段階、各市町村段階においても緊急かつ重点的な啓発活動をしていただき、農作業事故の防止に努めていただくようお願いします。

また、トラクター等を運転する際にヘルメットとシートベルトの着用を徹底するように注意喚起を行っていただきますようお願いします。

記

1. 鳥取県農作業死亡事故警報（令和 8 年度第 2 号）
 - (1) 発 令 日：令和 8 年 9 月 2 8 日(月)
 - (2) 警報期間：発令日～10 月 11 日(日) 14 日間
2. 県段階で実施予定の啓発活動
 - (1) テレビ・ケーブルテレビ・ラジオ・SNS (YouTube、LINE)・新聞等のメディアを活用した広報
 - (2) 啓発資料・資材（チラシ・のぼり旗等）の会員への提供
3. JA・市町村・農機具メーカー等販売店・NOSAI 鳥取での啓発活動
 - (1) のぼり旗の掲示による周知・啓発**
 - (2) チラシ等を活用した農業者への啓発
 - (3) その他の啓発活動

※(1)は発令期間中の必須取組みとし、(2)(3)は会議や研修の機会において随時取組むこと。
4. 添付資料（啓発用資料）
 - (1) テレビCM用動画資料（ケーブルテレビで活用可能）
実際の動画データが必要な場合は JA 中央会までご連絡ください。
 - (2) 農作業死亡事故警報チラシ
 - (3) 音声放送用参考資料

<お問い合わせ>

鳥取県農作業安全・農機具盗難防止協議会事務局

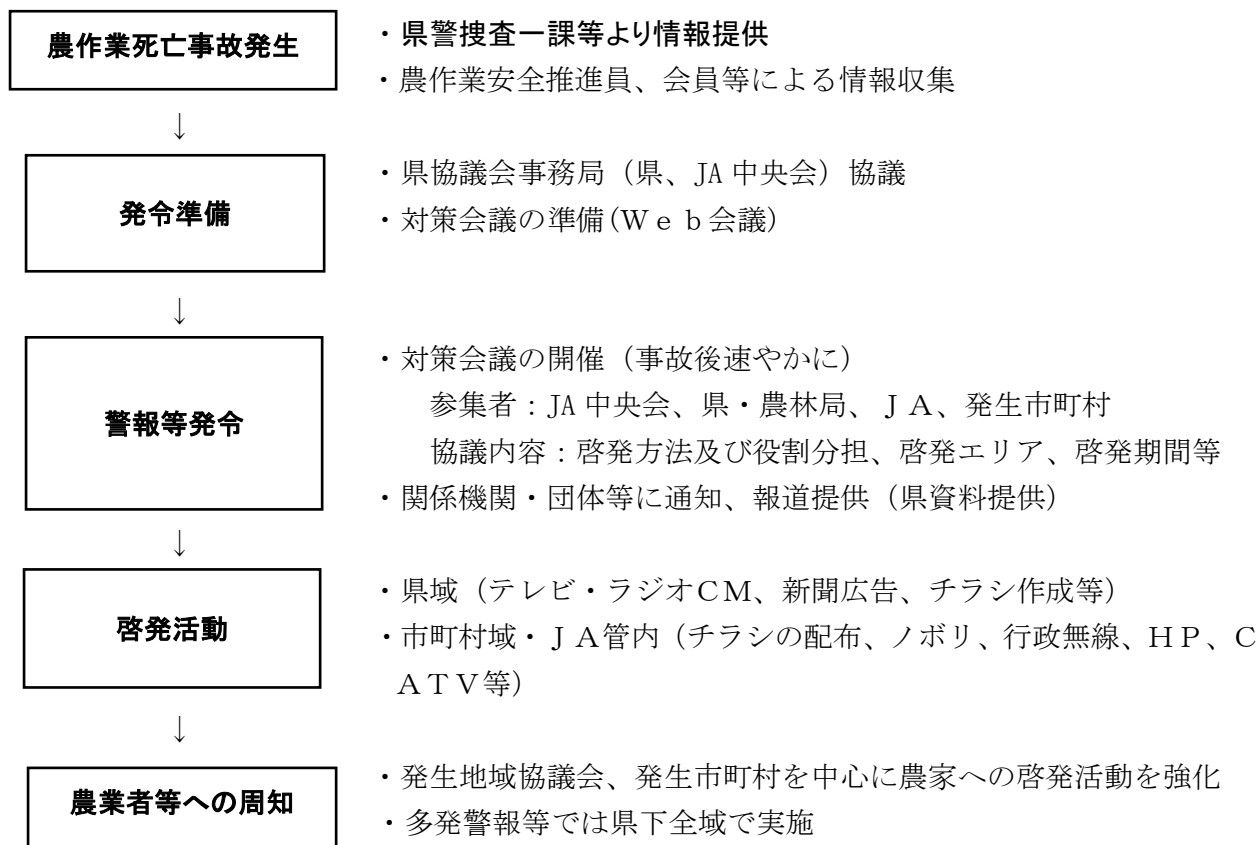
●鳥取県農林水産部農業振興局 経営支援課 農業普及推進室 久重
TEL 0857-26-7327 ファクシミリ 0857-26-7294
E メール：kushigeh@pref.tottori.lg.jp

●JA 鳥取県中央会 JA 支援部農業くらし対策室 青木・寺岡
TEL 0857-21-2607 ファクシミリ 0857-37-0052
E メール：ja31nousei@ja-tottori.or.jp

農作業死亡事故（多発）警報の発令手順等について

令和8年4月

鳥取県農作業安全・農機具盗難防止協議会



【啓発活動 例】

啓発活動の範囲	取組み内容
県域（協議会）	ラジオCM、新聞広告、チラシ作成等
地域協域（JA・県）	ノボリ、HP、CATV、チラシの配布、普及員、営農指導員等の声掛け、農作業安全研修
発生市町村	ノボリ、行政無線、HP、CATV、農業委員等による声掛け（チラシ配布）、農作業安全研修
他の地域協内市町村	発生市町村に準じる

鳥取県農作業死亡事故警報等発令要領

(趣旨)

第1 鳥取県農作業安全・農機具盗難防止協議会規約第6条に規定する「鳥取県農作業死亡事故警報等」(以下「警報等」という)の発令に関し必要な事項を定めるものとする。

(警報の発令)

第2 警報等の発令は、鳥取県農作業安全・農機具盗難防止協議会長名で行う。

(発令の基準)

第3 事故の形態、状況等が次の基準に該当するか検討した上で、すみやかに発令するものとする。

- ア 県内市町村において農作業中（ほ場への往復路を含む）に事故が発生した場合
- イ 事故の原因が、農業用機具・機械による事故又は高温期の熱中症に起因するもので他の農業者に啓発を必要と認める場合
- ウ 第4のアからウに該当する場合

第4 発令する警報等の種類は次のとおりとし、別に定める「農作業事故対策会議」において発令を判断する。

- ア 重症や死亡事故になりかねない重大な農作業事故が概ね2週間以内に連続して発生した場合、「農作業事故多発注意報」を発令することができる。
- イ 死亡事故が発生した場合は、「農作業死亡事故警報」を発令する。
- ウ 死亡事故が次の基準に該当する場合は、「警報」を「多発警報」に切り替え、発令期間を延長して啓発活動を強化するものとする。
 - ① 1か月に複数回発生した場合
 - ② 2か月連続して発生した場合
 - ③ 4月からの累計で3人以上となった場合

(発令の範囲)

第5 発令の範囲は、県下全域に発令する。

(発令の期間)

第6 発令の期間は、別に定める「農作業事故対策会議」において、事故の形態、状況等を踏まえて検討するものとする。

「農作業死亡事故警報」又は「農作業死亡事故多発警報」の発令期間中に重大な農作業事故が発生した場合、延長して警報等を発令することができる。

(発令期間中の啓発活動)

第7 発令期間中に県域、地域協議会、市町村段階で啓発活動を行うものとする。

(効果検証)

第8 発令期間終了後、効果検証等を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。

(その他)

第9 その他、運用にあたって必要な事項は会長が別に定める。

鳥取県農作業死亡事故警報等発令に伴う運用について

令和4年1月13日

鳥取県農作業安全・農機具盗難防止協議会長

鳥取県農作業死亡事故警報等発令要領の運用について、次のとおり定める。

- 1 警報等の発令後すみやかに県担当課、JA鳥取県中央会、警察担当部署、死亡事故のあった市町村及びJAで構成する「農作業事故対策会議」（以下「対策会議」という）を開催し、発令期間、啓発活動の範囲、啓発活動等を検討するものとする。
- 2 警報期間中の啓発活動は、県域のほか、死亡事故が発生した地域協議会及び市町村段階において重点的に行うものとする。
- 3 農作業死亡事故多発警報及び農作業事故多発注意報期間中の啓発活動は、県下全域において啓発活動を重点的に行うものとする。
- 4 県域、地域協議会及び市町村段階の啓発活動等については、次の啓発活動例を参考にして、関係機関が役割分担をして行うものとする。

（県域段階）

- （1）対策会議の開催
- （2）警報等発令の周知
- （3）報道機関への情報提供
- （4）農作業安全対策の啓発に必要な資料の作成
（QRコードも活用し、農作業安全動画サイトへの誘導を含む）
- （5）ホームページへの掲載（県、JAグループ鳥取）
- （6）その他活用できるメディアでの広報の実施等（テレビ、ラジオ、CATV）

（地域協議会段階）※各JA管内

- （1）啓発資料を農業者等へ配布・伝達
- （2）主催する会議等で宣言発令の伝達及び啓発活動
- （3）JAホームページへの掲載
- （4）管内農機具販売店などへ周知伝達及び農業者へ啓発依頼
- （5）農作業安全研修の実施

（市町村段階）

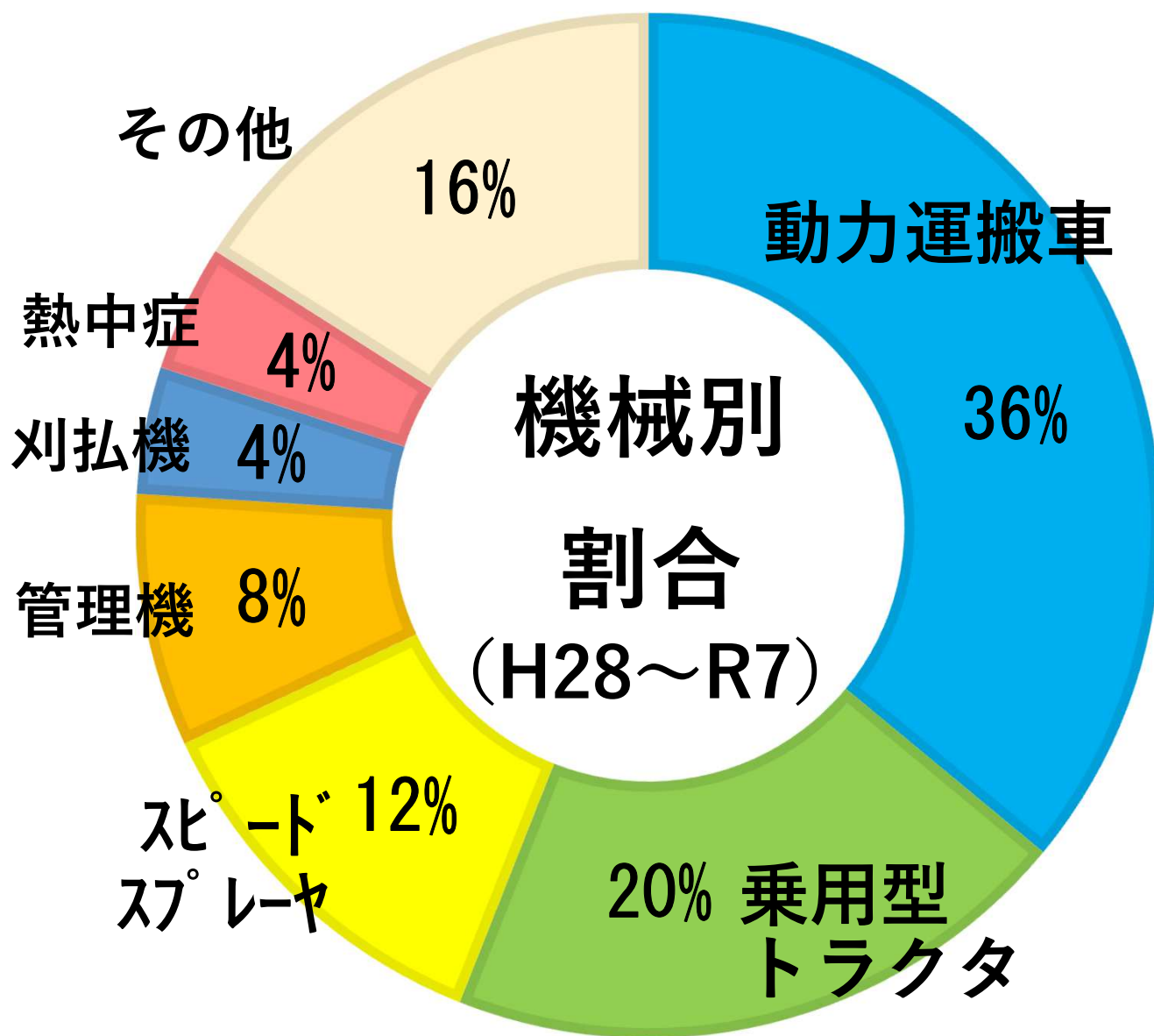
- （1）行政無線等を用いた周知（行政無線、広報車）
- （2）啓発資料を農業者等へ配布・伝達
- （3）市町村ホームページへの掲載
- （4）農作業安全研修の実施
- （5）その他市町村の独自の取組み等（CATVなどの市町村お知らせ欄等）

近年発生した乗用トラクターによる死亡事故

発生年	年齢	性別	市町村	日時	使用機械	場所	事故の概要	被害の程度
令和4年	69	男	琴浦町	12/28 13:40頃	乗用トラクター	ほ場、道路	芝畑の残渣を掃除するため、トラクターに取り付けたバケットでかき寄せ作業をしていたところ、後退した際に畑地から道路(歩道)に落下し、トラクターの下敷きになり死亡した。安全フレームは装着されていたが、シートベルトの着用は不明。	死亡
令和4年	83	男	南部町	9/11 17:30頃	乗用トラクター	町道	私道を走行中の乗用型トラクターが道路から外れてのり面を滑り落ちて3.4メートル下の町道に転落した。トラクターを運転していた男性は頭を強く打ち、病院に搬送されたが1時間後に死亡した。県警によると安全フレームは装着されていたが、シートベルトの着用については不明。町道に鋭角に接する上り坂の私道へ右折で進入して走行し始めた際に、ハンドル操作を誤り、もと来た町道へ転落したものと推察されたとのこと。	死亡
令和3年	84	男	大山町	6/30	乗用トラクター	ほ場内(畑)	上半身がロータリーの下敷きになった状態で発見された。トラクターのキーはオンになっており、ギアは作業状態で、エンジンは止まった状態であったことから、ロータリを回転させたままトラクターを降りて作業中に巻き込まれたものと推察される。	死亡 (肋骨骨折)

機械等別死亡事故の発生割合（鳥取県内）

（県に報告があったもの・過去10年間）



全国では乗用型トラクターの割合が高いが、**鳥取県では動力運搬車の割合が最も高い！**

動力運搬車の挟まれ、乗用機械の横転・転落による死亡事故が多い！
(シートベルト・安全フレームで防止できた場合も！)

家庭菜園の方が熱中症等で亡くなるケースもあるが農作業死亡事故としては対象外

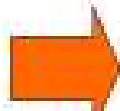
※ 総数25件/10年 = 2.5件/年

トラクターは転倒しやすい！

タイヤも大きく**重心位置が高い**ため、ある傾きを超えると接地点の外側に重心位置がきて、一気に転倒するおそれがある



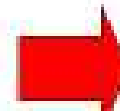
安定



不安定

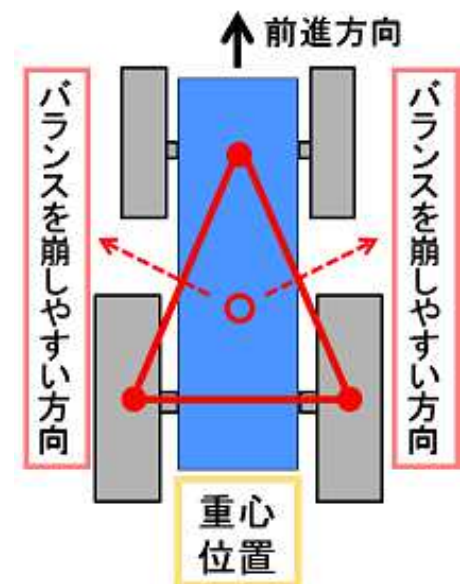


転倒



転倒

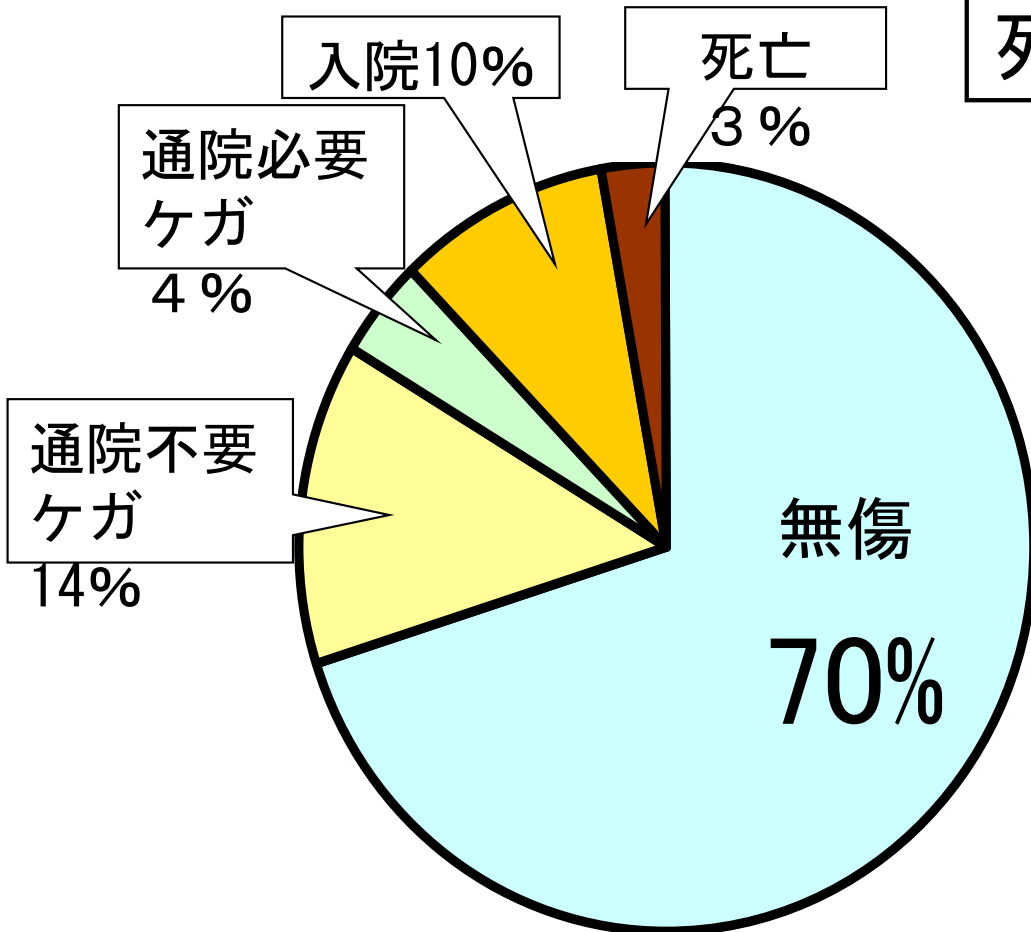
前車輪軸が1点支持のため、左右前方にバランスを崩しやすく、**バランス的には三輪車と同じ**



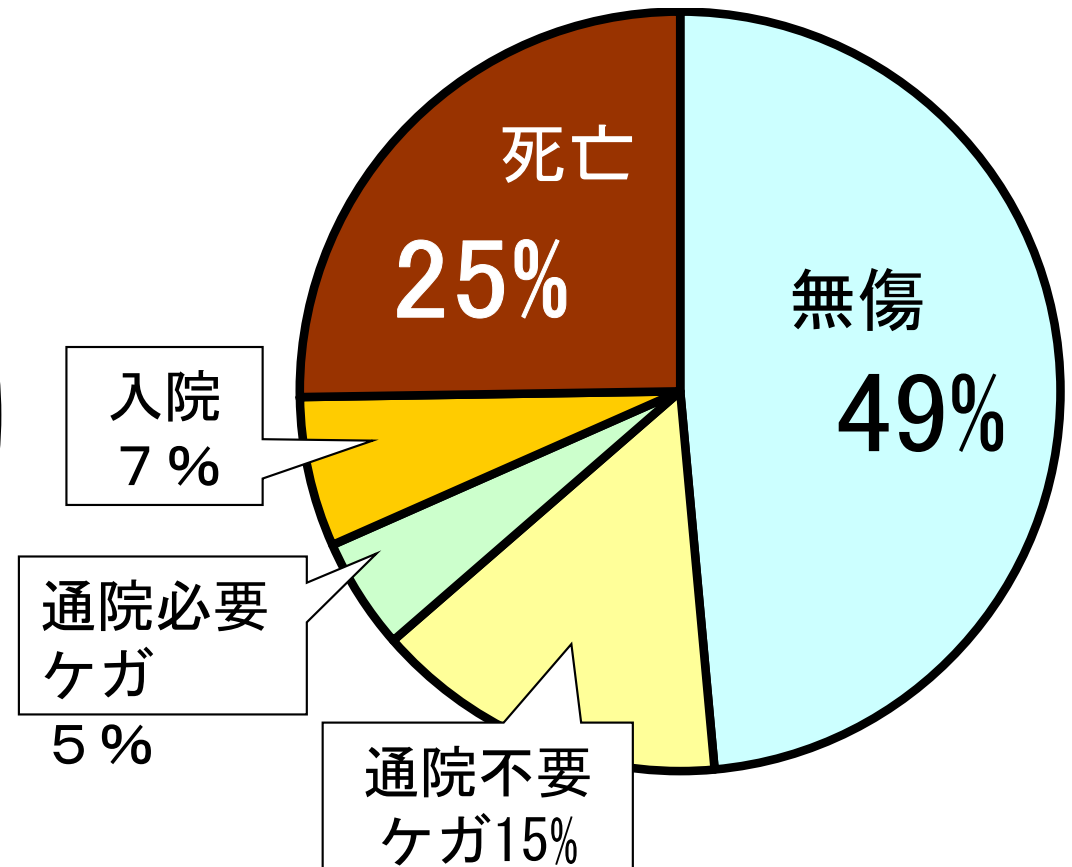
安全キャブ・フレーム（ROPS）の効果

（生研センター平成17年度全国調査より）

死亡事故の割合は約 1 : 8



ROPSあり（73件）



ROPSなし（107件）

ROPS (Rollover Protective Structure) : 転倒時保護構造の略称

シートベルトの効果（平成27～令和元年、全国）

死亡事故の割合は約 1 : 8

	死亡者	重傷者	軽傷者	合計
シートベルト着用	3 (3.2%)	10 (10.8%)	80 (86.0%)	93
非着用	148 (24.5%)	175 (29.0%)	281 (46.5%)	604
不明	5 (10.2%)	24 (49.0%)	20 (40.8%)	49
合計	156	209	381	746

※農耕作業用特殊車（トラクター等）

◎ トラクターの安全ポイント

①安全キャブ・フレームとシートベルトを活用

(安全キャブ・フレーム装備の場合、シートベルトの着用で更に安全を徹底)

②低速車マークや反射板(シール)を活用

(自動車から見にくいため、道路上で追突される事故が起こっています)

③危険箇所のチェック

(移動道路やほ場の危険箇所を確認し、地図で見える化します)

④ほ場進入路の幅・勾配の改良も

(トラクター事故で最も多い転落転倒は、ほ場出入り時に起こってし

⑤ほ場作業が終わったらブレーキ連結

(ブレーキ連結は、ほ場を出てからではなく、出る前に行います)

